

主観的普遍妥当性の成立

水野邦彦

私たちは生活の中でたえずものごとを判断している。何かを考へるとき、何かを思ふとき、何かを感じるとき、そこには判断が見られる。感覚をもつことすら、判断と言へるのではないか。「ああ寒い」とつぶやく場合には、「今日は寒い」とか「ここは寒い」とかいう判断を下していると考えられるのだから。だとすれば〈判断〉は私たち人間の生活の全体に互るものだと言うことができる。判断にはつねに妥当性の如何がつきまとう。判断を下した本人だけでなく、ほかの人々がその判断にかかわってくる場合に、妥当性はとりわけ重要だろう。つまり、単に私的なものではないような判断、公共性・社会性を帯びた判断の場合である。このときの妥当性は、判断を下した本人にとってその判断が妥当か否か、というにと

どまらず、万人にとってその判断が妥当か否か、ということの意味している。これはすなわち普遍妥当性である。こうして、私的ではない判断にあっては普遍妥当性が問題になる。

普遍妥当性に関しては、判断を下す際の客観的な規準が確立しているのであれば問題はないうが、私たちが下しているのはそのような判断ばかりではない。こうした客観的に基礎づけられない判断の妥当性に論及したのが、カントの『判断力批判』¹⁾であった。

カントは判断を規定的判断 (bestimmendes Urteil) と反省的判断 (reflektierendes Urteil) とに分け、これらを対比する。規定的判断においては「法則がア・プリオリに指定されている」[XXV]と、あるいは「悟性

によって客観的原理が与えられている」[313]とされる。その法則なり客観的原理なりにしたがって判断を下してさえいけば、普遍妥当性は得られる(ただし、つけ加えておけば、ここには自律というものが無い)。問題はもう一方の反省的判断の場合である。反省的判断は「超越論的な原理をよそから取ってくることはできず」[XXVII]、「自分自身が原理とならなければならぬ」[12] (111)に於て《Heutonomie》[XXXVII]がある)」。规定的判断が客観的原理にしたがっているのに対して、反省的判断は「主観的根拠にもとづく」[316]のである。このように、みずから原理となつて下す判断は、果たして普遍妥当的となり得るのだろうか。

『判断力批判』では、反省的判断の普遍妥当性がとりわけ「趣味判断 *Geschmacksurteil*」の普遍妥当性として考察される。カントは「美的領域における反省的判断の性質の探究へかりたて」⁽²⁾られたのである。この趣味判断の普遍妥当性を祖上にのぼして主観的普遍妥当性の成り立ちを探るのが本稿の意図である。

一 主観的普遍妥当性のよりどころ

趣味判断とは「或るものが美しいか否か」[3]を判定すること、すなわち「美しいものの判定」[3. Ann.]である。

カントは「判断することの論理的機能の教えにしたがって」[3. Ann.]、すなわち論理学の四つのモメントにならつて、趣味判断の四つのモメントを呈示する。第一のモメントは質によるもの、第二のモメントは量によるもの、第三のモメントは関係によるもの、第四のモメントは様相によるものである。

趣味判断の質による第一のモメントは、「あらゆる利害関心をはなれて、気に入るか気に入らないか⁽³⁾によって対象あるいは表象様式を判定する」[16]というものである。利害関心 (*Interesse*) とは「私たちが対象の存在の表象と結びつけている、気に入ること」[3]であり、私利私欲というほどの意味である。快適なもの (*das Angenehme*)、美しいもの (*das Schöne*)、善いもの (*das Gute*) とさう「種別的に異なる三種類の気に入ること」[14]の対象のうち、快適なもの、善いものにおいて気に入ることが「その対象についての利害関心と結びついている」[13]のに対して、美しいものにおいて気に入

ることは「あらゆる利害関心をはなれて」いる。つまり、美しいものが氣に入る場合には、その対象が存在するか否かということ、その対象が自分の利害とどう関わっているかということ、その対象が誰のものかということなどは、どうでもよいのである。

こうしたモメントから今度は、「美しいものとは、概念をはなれて、普遍的に氣に入ることの客体として表象されるものである」〔17〕という説明が導き出される。

利害関心をとまわずに氣に入るとは、「主観の何らかの傾向性にもとづいているわけではなく、……自分の主観だけが依拠する私的條件を、氣に入ることの根拠として見出すことができない」〔17〕。したがってそのように氣に入るとは「ほかのいかなる人であっても前提し得るものの中に基礎づけられている」〔17〕と考えられる。このように、傾向性や私的條件にもとづくものではない、ということから、美しいものにおいて氣に入ることの普遍性が主張される。

これは、氣に入ることの普遍性の根拠としてはネガティブなものと言わざるを得ない。普遍性の対極として「主観の傾向性」や「自分の主観だけが依拠する私的条

件」が挙げられ、美しいものが氣に入る場合にはそれらが見出されないとすることによって、この〈氣に入ること〉は普遍的と言われるのである。この普遍性のポジティブな根拠はのちに探るつもりであるが、ともあれ、こうした普遍性（普遍的に氣に入ること）のモメントが、趣味判断の量による第二のモメントと称されるものである。

氣に入ることの普遍性は趣味判断の普遍妥当性に通ずる。なぜなら、〈氣に入ること〉はほかならぬ趣味判断の規定根拠であり、「この花は美しい」という趣味判断を下す際には人はその花が氣に入っているのである。この〈氣に入ること〉が普遍的だとすれば、それにもとづいて下される趣味判断も普遍的——あるいは普遍妥当的⁽⁴⁾である。

それでは趣味判断の普遍妥当性とはどのようなものかと言え、たとえば「この花は美しい」と判断することは、その花が「誰もが氣に入る根拠を含みもっている」〔17〕と判定することに等しく、その花が美しいという判断の「一致を誰に対しても要求する」〔26〕こと、その花が美しいということと「普遍的同意 (allegiance)

Stimme)〔25〕として要求することにはかならない、といった事態である。誰もが自分と同じように「この花は美しい」と判断すべきだ、というのである。のちに見るように、この判断は「この花はバラだ」という判断とはまるで異なる。その花がバラであることは、バラという種類の花を知っている人ならば誰もが認めるところである。この場合にはバラという花の概念によって判断の普遍妥当性が得られる。ところが趣味判断においてはそのようなしかなたでは普遍妥当性は得られないのである。ここから、趣味判断における普遍妥当性は或る特性をもっていることがわかる。

「……あらゆる利害関心から隔たっているという意識をともなった趣味判断には、客観の上に据えられた普遍性をはなれた、すべての人に対する妥当性の要求が属する、つまり、趣味判断には主観的普遍性の要求が結びついている」〔8〕とカントは言う。趣味判断における普遍性は主観的普遍性として特徴づけられるのである。くり返して言えば、それが主観的とされるのは、「たとえ単に経験的なものであれ」客観の概念に依存しない」〔23〕ため、「まったく客観にかかわらない」〔24〕ため

である。⁽⁵⁾こうして、美しいものが気に入ることは主観的普遍性をもち、それにもとづく趣味判断は主観的普遍妥当性 (subjektive Allgemeingültigkeit) をもつとされる。しかし、この特性は客観あるいは客観の概念とのかかわりを欠いていることを主張するだけで、いわば、客観あるいは客観の概念とかわっている客観的普遍妥当性に対する否定を表わしているにすぎない。そこでの「主観的」とは「非客観的」というに等しく、これはネガティブな把握である。したがって主観的普遍妥当性のポジティブな独自の意味をとらえることが必要となるだろう。さて主観的普遍妥当性が客観や客観の概念にかかわらないとすれば、果たして何にかかわるのだろうか。「……私たちが美しいと呼ぶ対象の表象に結びつけて気に入っていることの、普遍的で主観的な妥当性は、対象の判定の主観的条件のあの普遍性にもみとづいてる」〔29〕とカントは言う。では「対象の判定の主観的条件」とは、どのようなものか。これについては以下の叙述を思い起こしたい。「……趣味判断の主観的条件として趣味判断の根柢にあり、対象についての快をひき起こすにちがいないものは、与えられた表象における心情

状態の普遍的伝達可能性である。……表象のこの普遍的伝達可能性に関する判断の規定根拠が、単に主観的に、すなわち対象についての概念をはなれて考えられなければならないとすると、その規定根拠は、表象能力が与えられた表象を認識一般に連関づける限り、その表象能力相互の関係のうちに見出される心情状態以外のものではあり得ない」〔27c〕。ここから、主観的普遍妥当性が「与えられた表象における心情状態の普遍的伝達可能性 (allgemeine Mitteilungsfähigkeit des Gemütszustandes in der gegebenen Vorstellung)」のうちに求められることがわかる。

そこで、この「与えられた表象における心情状態の普遍的伝達可能性」ということがらを、以下に検討しなければならぬだろう。

二 心情状態

まず「与えられた表象における心情状態」について見てみよう。

そもそも趣味判断において私たちは「表象を……主観とその快・不快の感情とに連関づける」〔27c〕のであ

た。表象との連関をもった「主観とその快・不快の感情」を、表象における主観とその快・不快の感情、と考えてよいだろう。これを言いかえたものが、右の引用文に見られた「表象における心情状態」という表現である。

では趣味判断を下している際に、それはどのような状態になっているのだろうか。カントはこう答える――

「……この表象における心情状態は、認識一般へと向かう、与えられた表象における諸表象能力の自由な遊動の感情」という心情状態であるにちがいない」〔28〕。ここで言われている「諸表象能力」とは、「直観の多様なものを合成するための構想力、および、諸表象をひとつにまとめる概念を統一するための悟性」〔28〕である。つまり趣味判断においては構想力と悟性とが「自由な遊動のうちにある」〔28〕わけである。「趣味判断は……いかなる認識判断でもない」〔27c〕のであり、「客観について……いかなる認識をも断じて与えない」〔27c〕のであるから、趣味判断においては「規定されたいかなる概念も、……遊動のうちに置かれている諸認識能力を特殊な認識規則へと制限することがない」〔28〕。ここでは構想力と悟性とは何ら拘束を受けたり指図を受けたりしない

のである。「自由な遊動」とは、このことを意味している。そのとき構想力と悟性とは互いに活気づけ合い、(一方を他方によって)活気づけるためのこの内的関係が、(与えられた対象の)認識一般に関して、ふたつの心情能力にとって最も効果的な釣り合いであるような、あるひとつの調和が存在する」〔66〕。

趣味判断を下している際の心情状態とは、およそ右のような状態だと言えるだろう。それは、すでに見たように何らかの「特殊な認識規則へと制限」されることなく自由な遊動しているのだから、長野順子氏のように「二つの能力の相互の生気づけにとって最も理想的な在り方としての、自由な遊動が、主観の心的状態として生ずる」と言うこともできる。そして、さらに氏は、その在り方が理想的であるのは「二つの能力の相互の生気づけにとって」だけでなく、心情状態そのものにとつてのことでもある、と考える。「……表象能力の、自由で相互に促進し合う調和的合致というこの事態こそが、主観の心的状態における最も理想的な事態」なのである。構想力と悟性との相互の「生気づけ」にとって理想的であることと、主観の「心的状態」において理想的であること

とは、同一ではないように思われるが、主観の「心的状態」を上述のように構想力と悟性というふたつの「表象能力の自由な遊動の感情」〔88〕ととるならば、そこではそのふたつの「表象能力の、自由で相互に促進し合う調和的合致というこの事態」が「最も理想的」だということもできるだろう。こうして、構想力と悟性との自由な遊動——しかもそこには調和的合致が見られる——は心情状態にとって最も理想的なあり方だと考えられる。ともあれ、「与えられた表象における心情状態」をおよそ以上のように理解し、つづいてその心情状態の「普遍的伝達可能性」についての考察に移ることにしよう。

三 普遍的伝達可能性

カントは、「それによって対象が与えられる、表象に直接的に依存している」快が「私的妥当性をもち得るにすぎず」〔以上、27〕、したがって普遍的に伝達可能なものではないことを述べた後、次のように論ずる。

「……普遍的に伝達され得るものは、認識と、認識に属する限りでの表象とだけである。というのは、表象はただ認識に属する限りでのみ客観的なのであり、そして

それによってのみ表象は、あらゆる人の表象能力が合致するように迫られるひとつの普遍的連関点をもつからである。今ここで、表象のこの普遍的伝達可能性に関する判断の規定根拠が、単に主観的に、すなわち対象についての概念をはなれて考えられなければならないとすると、その規定根拠は、表象能力が与えられた表象を認識一般に連関づける限り、その表象能力相互の関係のうちに見出される心情状態以外のもではあり得ない〔27f〕。

右の引用文の前半部分、すなわち、表象は認識に属する限りでのみ客観的で、ゆえに「普遍的連関点」をもち、認識とこのような表象とだけが普遍的に伝達され得る、という叙述部分は、認識判断について言われていることだろう。これに対して趣味判断はいかなる場合でも客観的となることがない。したがって趣味判断のためには「単に主観的」な場合を考えなければならぬ。それが引用文の後半部分である。

これによると、「表象能力が与えられた表象を認識一般に連関づける限り、その表象能力相互の關係のうちに見出される心情状態」だけが趣味判断の規定根拠となる。ここでとくに、「表象能力が与えられた表象を認識一般

(Erkenntnis überhaupt)に連関づける限り」という件りに著目したい。というのは、もともと「趣味判断は……いかなる認識判断でもない」のであり、つまり趣味判断は「認識のために表象を悟性によって客観へと連関づけるのではなく」、したがって「まったく認識には寄与しない」ものとされてきた〔以上、27f〕にもかかわらず、ここでは認識とのつながりを認めているかのよう
に思われるからである。

ほかにカントは、認識一般と心情状態（もしくは構想力と悟性）との連関について、次のように述べている。
「……この表象における心情状態は、認識一般へと向かう、与えられた表象における諸表象能力の自由な遊動の感情という心情状態であるにちがいない」〔28〕。

「趣味判断における表象様式の主観的普遍的伝達可能性は……構想力と悟性と（それらが、認識一般にとって必要であるように、互いに調和する限り）の自由な遊動における心情状態以外のもではあり得ない。それは、認識一般になつた主観的關係が……誰に対しても妥当し、したがって普遍的に伝達可能であるにちがいない、ということを私たちが意識しているためである」〔28〕。

「〔構想力と悟性とのうち〕一方を他方によって）活気づけるためのこの内的関係が、（与えられた対象の）認識一般に関して、ふたつの心情能力にとって最も効果的な釣り合いであるような、あるひとつの調和が存在する」〔66〕。

これらの叙述は、構想力と悟性という表象能力が認識一般にふさわしいように自由に遊動している時の心情状態が普遍的に伝達可能であるということを、異口同音に主張していると言えるだろう。つまり、普遍的に伝達可能な心情状態とは、構想力と悟性とがただ単に自由に遊動している心情状態ではなく、認識一般にふさわしいように——あるいは認識一般に向かって（zu einem Erkenntnis überhaupt〔28〕）——自由に遊動している心情状態なのである。

しかも一見してわかる通り、ここで言われているのは、認識一般であって、認識ではない。つまり、何らかの特定の認識ではないのである。したがって、このように認識一般との連関をここにもちこんだとしても、趣味判断が「まったく認識には寄与しない」こと、「いかなる認識判断でもない」ことに、何ら変わりはないと考えてよ

いだろう。

こうしてみると、カントはあくまで「普遍的に伝達され得るものは、認識と、認識に属する限りでの表象とだけである」という立場を堅持していることがわかる。趣味判断における心情状態の普遍的伝達可能性も、したがって、そのような立場に結びつけられることによって成り立ち得ると考えられる。この結びつきを言わば媒介するものが「認識一般」であろう。

すでに引用したテキスト〔27f.〕に沿って言えば、「認識に属する限りでの表象」という件りと、「与えられた表象を認識一般に連関づける限り」という件りとを、つき合わせて考えることができるのではないか。すなわち、「認識に属する」表象と、「認識一般に連関づけ」られた表象とが、対応していると考えられるのである。前者の「認識に属する」表象は、普遍的に伝達可能なものである。ところが、趣味判断における心情状態は決して認識——何らかの特定の認識——には結びつき得ない。これでは趣味判断に普遍的伝達可能性を与えることができない。そこでカントは、趣味判断の場面に後者の「認識一般に連関づけ」られた表象をもちだす。こうすることに

よって、「認識に属する」表象と趣味判断における心情状態との接点を見出そうとした、と言うことができるだろう。つまり、趣味判断において「与えられた表象」は、「認識に属する限りでの表象」と言わば同格になり、そこで始めて趣味判断における心情状態は普遍的に伝達可能だと言えることになる——このように考えられているのではないだろうか。

それどころか、個々の特定の認識も「認識一般へと向かう認識能力の調和」があつてこそ可能になる、と考えることもできるかもしれない。もしそうだとすれば、こう言うこともあながち不当ではなくなるだろう——『認識一般に関する認識能力の調和』は普遍的に伝達可能である。すなわち、誰によつても同じように行なわれる。なぜなら、さもなければ、特定の認識へと向かう認識能力の調和も普遍的に伝達可能ではなくなつてしまひ、誰によつても同じように行なわれるということもなくなつてしまふからである。⁽⁸⁾けれども、いま本稿でこのよゝうな見解にそつて考察をすすめることはできない。それには「認識一般」の概念をもつと厳密に規定しなければならぬだろう。

いずれにしても、趣味判断における心情状態の普遍的伝達可能性を、認識判断において実際に認識が普遍的に伝達されている事実と関連づけることによつて確保したいというカントの意図が、ここに窺える。

しかし、それでは問題がなお残される。趣味判断における心情状態とは、「表象能力が与えられた表象を認識一般に連関づける限り、その表象能力相互の關係のうちに見出される心情状態」だつた。このようなものとしての心情状態そのものの普遍的伝達可能性は、右に見たことによつては理解され得ないのではないだろうか。与えられた表象を認識一般に連関づけることによつて表象能力相互の關係のうちに生じた心情状態、それが普遍的に伝達可能であることと、認識一般に連関づけられた表象が普遍的に伝達可能であることは、別の事柄ではないのか。前者を、後者によつて説明し尽くすことができるだろうか。

「心情状態、言いかえれば、認識一般へと向かう認識能力の調和 (Stimmung der Erkenntniskräfte zu einer Erkenntnis überhaupt)」[65]によつて、カントは、「この調和そのものが普遍的に伝達されるのにちがいない」

〔66〕と言う。これはつまり、本稿で見てきた心情状態そのものが普遍的に伝達可能でなければならない、ということだろう。とすると、認識一般に連関づけられた表象が普遍的に伝達可能であることから、その場合に表象能力相互の関係のうちに生ずる心情状態もまた普遍的に伝達可能である、ということを通じて導き出すことはできないと考えられる。

それだけではない。もし右のことを、認識一般に連関づけられた表象の普遍的伝達可能性から導き出そうとすれば、主観的普遍妥当性の「主観的」という表現のポジティブな意味の探究もおおざりにされてしまう。本稿はその探究を重要な課題としていたはずである。したがって、たとえば趣味判断においてへ気に入ること Wohl-gefallenは「私たちの欲求に直接かかわるのではなく、私たちの認識能力にかかわるのである。私たちが趣味判断を、それが決して認識判断ではないにもかかわらず、普遍的承認の要求をもたせて下してよいことの法的根拠も、最終的にはここに求められなければならない」というふうな結論づけると、主観的普遍妥当性は結局のところ客観的普遍妥当性に依存してしか成り立ち得

ないことになってしまう。主観的普遍妥当性が客観的普遍妥当性に屈服してしまうのである。これでは「主観的」ということのポジティブな意味あいは見出せないだろう。そのポジティブな意味あいを探るためには、あくまで「普遍的伝達可能性は、認識一般を可能にする状態——認識のために用いられる諸能力（構想力と悟性）の調和——にのみとびき得る」と理解しておかなければならない。

それでは、さらに踏みこんで、趣味判断における心情状態が普遍的に伝達可能であることを直に根拠づけるには、何によればよいのだろうか。カントは、先に引いた句をはさんで、次のように誌す。

「……（構想力と悟性とのうち）一方を他方によって）活気づけるためのこの内的関係が、（与えられた対象の）認識一般に関して、ふたつの心情能力にとって最も効果的な釣り合いであるような、あるひとつの調和が存在する。そしてこの調和は、感情による（概念にしたがうのではなく）以外には規定され得ない。さて、この調和そのものが普遍的に伝達されるのにちがいないし、したがってまた（与えられた表象における）調和の感情も普遍

的に伝達されるのにちがいないが、ところで感情の普遍的伝達可能性というものは、共通感覚(Gemeinsinn)を前提している……」〔66〕。

つまり、調和が普遍的に伝達可能であるということは調和を規定する感情も普遍的に伝達可能だということであり、この感情が普遍的に伝達可能であるためには〈共通感覚〉が前提される、というわけである。そうすると、調和——あるいは調和している心情状態——の普遍的伝達可能性は、結局〈共通感覚〉によって根拠づけられることになる。

ここに、右に考察してきた問題に一往の結論が見出される。

趣味判断の普遍妥当性、すなわち主観的普遍妥当性は、「与えられた表象における心情状態の普遍的伝達可能性」のうち求められるのだった。「与えられた表象における心情状態」とは、構想力と悟性とが「自由な遊動のうち」にあり、互いに「活気づけ」合いながら「調和している」状態、と考えられた。そして、その「普遍的伝達可能性」は、その心情状態が「認識一般に連関づけ」られることを条件としながらも、直接には〈共通感覚〉

によって根拠づけられる。なぜなら、調和している心情状態は「感情による……以外には規定され得ない」ものであり、「感情の普遍的伝達可能性というものは、共通感覚を前提している」からである。

とすると、趣味判断の普遍妥当性を根拠づけるものは、最終的には〈共通感覚〉だということになる。この「普遍妥当性要求の最終的な根拠は結局、共通感覚の理念におかれることになる」のである。

主観的普遍妥当性を探求していったカントは、こうして〈共通感覚〉に行き著く。だが、〈共通感覚〉によって本当に主観的普遍妥当性が成立するのだろうか。〈共通感覚〉とは、主観的普遍妥当性を成立させるほど確乎としたものなのだろうか。それを次に見てみたい。

四 〈共通感覚〉

じつはカントは〈共通感覚〉について正確な規定をしていない。その内実を詳しく語らないのである。ともあれ、『判断力批判』に見られる〈共通感覚〉の叙述で重要と思われる箇所をひろってみよう。

「趣味判断は……ある主観的原理をもっているにちが

いない。その原理は共通感覚としか見なされ得ないだろう……。」〔64〕

「私たちは共通感覚によっていかなる外的感覚をも意味するのではなく、私たちの認識能力の自由な遊動による効果を意味する……。」〔64f.〕

「共通感覚を前提してのみ趣味判断は下され得る……。」〔65〕

「共通感覚は、心理学的観察に頼ることなく、……私たちの認識の普遍的伝達可能性の必然的条件として想定され得るだろう。」〔66〕

「共通感覚とは……ひとつの単なる理想的規範である……。」〔67〕

「共通感覚というこの無規定の規範は私たちによって現実に前提されており、私たちがあえて趣味判断を下そうとすることがそれを証明している。果たしてそのような共通感覚が経験の可能性の構成的原理として実際に存するのか、それとも、まずは共通感覚をより高い目的のために私たちの中に生み出すことを、理性のより高い原理が私たちにとって統制的原理たらしめているに過ぎないのか……ということ、私たちはまだここでは研究す

るつもりはないし、また研究することもできない……。」〔67f.〕

これらによって、〈共通感覚〉が「主観的原理 (subjektives Prinzip)」 「理想的規範 (ideale Norm)」 「無規定の規範 (unbestimmte Norm)」であること、「想定 (annehmen) され得る」こと、「現実に前提 (voraussetzen) されて」いることは理解される。つまり、〈共通感覚〉がどのようなはたらきをするか、ということとは諒解される。このように「共通感覚の役割 (role) は比較的是っきりしているだろうが、しかしながら共通感覚の厳密な意味での本性 (exact nature) は、はっきりしていない」と言わざるを得ない。

右に列挙したカントの記述のうち、いちばん「共通感覚の厳密な意味での本性」に近いものが現われているのは、「私たちの認識能力の自由な遊動による効果 (Wirkung aus dem freien Spiel unserer Erkenntniskräfte) を意味する」という件だろう。ここでいう「私たちの認識能力」とは、構想力と悟性である。それらの「自由な遊動」が趣味判断における構想力と悟性とのあり方であることは、すでに見た通りである。したがって、カ

ントのこの件りによれば、こう考えてよいだろう——趣味判断において構想力と悟性とが自由に遊動している状態から生ずる効果（結果）、それが〈共通感覚〉にほかならない、と。

〈共通感覚〉の「本性」を規定しようとしても、これ以上のことは何も得られないだろう。構想力と悟性とが自由な遊動から生ずる「効果 (Wirkung)」がどこに向けられるか、そしてそれは実際どのようなものとして現われるのか、ということについては、まさに「無規定」なのである。「無規定の規範」という表現には、このことが含意されているのだろう。ともあれ、カントのいう〈共通感覚〉は、およそ右のように捉えなければならぬ。

五 想定された理念

本稿第一節で、趣味判断において〈気に入ること〉は「主観の何らかの傾向性にもとづいているわけではなく、……自分の主観だけが依拠する私的條件を、気に入ることの根拠として見出すことができない」〔G〕ことから、美しいものが気に入ることの普遍性がネガティヴに述べ

られたが、これに対応するポジティヴな根拠がここで示されたことになる。すなわち〈共通感覚〉である。「ほかのいかなる人であっても前提し得るもの」〔G〕と「言われていたのは、あるいは「万人に共通な或る根拠」〔G〕とされるものは、じつに〈共通感覚〉にほかならない。

このような〈共通感覚〉が趣味判断の普遍妥当性の根拠となっている。あるいは逆に「共通感覚が存するという前提のもとでのみ……趣味判断は下され得る」〔G4f〕とカントは言う。しかも、この花は美しい、という趣味判断は「現実 (wirklich)」下されるのだから、「共通感覚」というこの無規定の規範は私たちによって現実に前提されている」〔G7〕ことになる。

こうしてカントは、「誰も否定しようとするものない……趣味の事実」⁽¹³⁾から出発し、その趣味が成立するために〈共通感覚〉が「前提される」ないし「想定される」、とするのである。そう、カントにあっては〈共通感覚〉は「前提」され「想定」されるものにほかならない。これ以外に〈共通感覚〉の存在根拠を求めすることはできないのである。

「とすると、〈共通感覚〉とはひとつの理念だと考えられる。カントはこういう理念によって趣味判断の普遍妥当性を、すなわち主観的普遍妥当性を根拠づけようとしたのである。「共通感覚が経験の可能性の構成的原理として実際に存するのか」〔67〕どうかは、カントにとつて問題ではなかった。〈共通感覚〉はむしろ「統制的原理」として、理念として、「想定」されればよかつたのである。したがってそれは、主観的普遍妥当性を成立させる現実的な根拠とは言い難い。むしろ主観的普遍妥当性の事実、すなわち趣味の事実を説明するための原理なのである。

〈共通感覚〉の理念的性格は、「世界市民的社會」の理念的性格ともかかわってくる。『判断力批判』第四〇節でカントは、「センス・コムニス」(広義の共通感覚¹⁴)という「共同体感覚の理念(Idee eines Gemeinschafts-Ichens Sinnes)」〔157〕を呈示するが、「共同体感覚」という表現が意味するのは「共同体を指向する感覚」であり、しかもそこでいう「共同体」とは「世界市民的社會」にはかならない。¹⁵ すなわち、カントは「世界市民的社會」を指向する「共同体感覚」の理念を設定すること

によって、それ自身理念である「世界市民的社會」の基礎を築こうとしたのである。〈共通感覚〉に關しても、「趣味の事実」に発して〈共通感覚〉の理念を「想定」し、そこから「世界市民的社會」への途をつけようとした、と言えるのではないか。〈共通感覚〉にしても、「共同体感覚」にしても、「世界市民的社會」にしても、いずれも理念である。カントの構想では、これらの理念が相互補完的に結びついているのである。

主観的普遍妥当性に話を戻せば、カントの場合それは理念によって根拠づけられるしかなかった。〈共通感覚〉という理念である。カントにとって主観的普遍妥当性は明白な「趣味の事実」であり、「私たちがあえて趣味判断を下そうとすること」〔67〕からして、それは「誰も否定しようとするのではない」ことがらなのである。

本稿で探ってきた主観的普遍妥当性は、カントにあっては、まず何よりも「現実に」見出されるものである。そしてそれを理論的に根拠づけようとする、〈共通感覚〉という理念に頼らざるを得なくなる。この理念以外に主観的普遍妥当性を根拠づけるものはないし、主観的普遍妥当性をともなつた判断が実際に下されるとい

外にこの理念を根拠づけるものはない。こうしてカントは、「趣味の事実」に立脚し、理念によって体系的理論を構築したのである。

そこにこそ、反省的判断の普遍妥当性が理論的に成立する。ただし本稿は、とりわけ趣味判断においてそれを探ってきたにすぎない。より広く公共的・社会的判断の普遍妥当性に向けて、これをさらに展開してゆかなければならない。それが今後の課題となるだろう。

(1) Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, 3. Aufl., 1799. この書からの引用に限り、出典のページを本文中に〔 〕で示すことにする。ページは原版(第三版)のページ。

(2) 知念英行『カントの社会哲学——共通感覚論を中心に——』(未来社、一九八八年)九四ページ。

(3) 「気に入るか気に入らないか」と訳したのは「Wohlfallen oder Mifallen」である。『Wohlfallen』は「満足」とか「適意」とかいうふうにも訳されるけれども、「気に入ること」と考えた方が理解しやすいだろう。本稿ではこのような訳語をあてておこなった。

(4) 美しいものにおいて「気に入ること」は普遍的と呼ばれるが、美しいものについての趣味判断は普遍妥当的と呼ばれるべきだろう。

(5) ただし、ここでいう主観的普遍妥当性は、『プロレロメナ』での「主観的妥当性」とは意味合いが異なる。

(6) 「伝達可能性」にあたる言葉には『Mittelungsstärkkeit』と『Mittelbarkeit』とがあるが、わざわざ同じ意味だと思われる。

(7) 以下、長野順子「カントにおける美的判断の『主観的』普遍妥当性」(『美学』一二五号、一九八一年)五七ページによる。

なお、長野氏のいう「生氣づけ」「心的状態」は、本稿での用語「活気づけ」「心情状態」とそれぞれ同一である。

(8) Georg Kohler, *Geschmacksurteil und ästhetische Erfahrung: Beiträge zur Auslegung von Kants „Kritik der ästhetischen Urteilskraft“*, Berlin; New York, Walter de Gruyter, (Kantstudien, Ergänzungshefte 111) 1980, S. 264.

(9) Holger Jørgius, *Subjektive Allgemeinheit: Untersuchungen im Anschluß an Kant, Freiburg (Breisgau): München, Verlag Karl Alber-Broschur Philosophie*, 1984, S. 14.

(10) Donald W. Crawford, *Kant's Aesthetic Theory*, Wisconsin, The University of Wisconsin Press, 1974, p. 125.

(11) 長野順子「美的判断と人間共同体の理念——カント美学における『普遍的な共通可能性』の問題——」(『美学』

- 一四八号、一九八六年)三ページ。
- (12) Crawford, *op. cit.*, p. 128.
- (13) Jens Kuitenkampf, *Kants Logik des ästhetischen Urteils*, Frankfurt am Main, Vittorio Klostermann, 1978, S. 190 Anm. 12.
- (14) 〈共通感覚〉と「セクセス・コムニス」との相違に

いては、拙稿「カントの〈共通感覚〉」(名古屋大学『人文科学研究』第一九号、一九九〇年)を参考されたい。

(15) 拙稿「社会的判断力のために——趣味理論の再検討」(名古屋哲学研究会『哲学と現代』第一一号、一九九〇年)を参考された。

(一橋大学大学院博士課程)